### 宮崎県林業・木材産業構造改革事業実施要領

平 成 1 4 年 4 月 2 日 環境森林部山村·木材振興課

### 第1 趣旨

本事業は、林業の持続的かつ健全な発展と山村の振興、林産物の需要構造の変化に対応 した競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給及び森林資源の循環利用の推進 を図るため、路網の整備や高性能林業機械の導入等の林業生産性の向上に資する施設の整 備、林産物の加工・流通コストの低減等木材産業の構造改革を踏まえた木材加工流通施設 等の整備など林業・木材産業構造の改革に必要な事業を総合的に実施するものである。

### 第2 事業の種類

この要領で実施する事業は、次のとおりとする。

- 1 林業経営構造対策事業
- 2 木材産業構造改革事業
- 3 林業·木材産業構造改革推進事業

上記事業により実施する事業の目的、事業実施主体、事業内容及び補助対象経費は別表第 1に定めるところによる。

### 第3 事業計画

事業計画については、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。)に示された目標の達成に資するものとする。

1 市町村が林業・木材産業構造改革事業計画書(参考様式1。以下「事業計画書」という。)を作成する場合

林業・木材産業構造改革事業を実施しようとする市町村(以下「事業実施市町村」 という。)の長は、当該市町村における事業に係る事業計画書を西臼杵支庁及び管轄 の農林振興局を経由して知事に提出するものとする。

なお、複数の事業実施市町村の長が計画書の提出を行う場合にあっては、当該市町村が協議のうえ、複数の事業実施市町村の連名又は代表者名で行うものとする。

作成にあたって、事業実施市町村長は、当該市町村内における施設整備等の事業実施主体、林業関係団体、関係行政機関等の意見を踏まえるものとする。

2 事業実施主体が事業計画書(参考様式1)を作成する場合

林業・木材産業構造改革事業を実施しようとする事業実施主体(以下「事業実施主体」という。)のうち、受益範囲が県の区域等広域に及ぶ事業計画については、市町村長を経由しないで事業計画書を提出できるものとする。

3 事業計画書の添付書類

事業計画書には、知事が必要と認める書類を添付するものとする。

4 事業計画の承認

知事は、事業計画の提出を受けたときは、内容を審査し、事業計画書を策定し、農 林水産大臣又は林野庁長官に協議するものとする。

知事は、農林水産大臣又は林野庁長官から事業計画書の承認があったときは、予算 の範囲内において事業の実施箇所を決定し、事業実施市町村長等に対し事業計画の承 認を行うものとする。

5 事業計画の変更

事業計画の重要な変更は次に挙げるものとし、変更事業計画書(参考様式 2)を提出するものとする。ただし、「宮崎県林業・木材産業構造改革事業補助金交付要綱」第7条の2に定める承認申請と同時に変更を行う場合は、同要綱に定める様式に、当該変更事業計画書を添付するものとする。

ア 事業実施主体の変更、追加

イ 事業種目の新設又は廃止

### 第4 達成状況報告等

- 1 市町村長は、事業計画書に基づく事業の実施状況、計画の達成状況を調査し、毎年度 7月末日までにその結果を知事に報告するものとする。
- 2 報告の調査対象期間及び提出書類等については、別に定めるところとする。

### 第5 改善措置等

- 1 市町村長は、第4の達成状況により目標値の達成率が3年連続して70%未満である場合又は単年度で50%未満の場合で、かつ、目標年度において目標達成が困難と判断される施設については、目標達成に向けた改善措置を行うものとする。
- 2 市町村長は、平成20年度以降に事業を実施した施設において、第4の達成状況により 目標年度における目標値の達成率が70%未満の場合は、目標達成に向けた改善措置を行 うものとする。
- 3 市町村長は、1及び2により改善措置を実施した場合は、改善措置を実施した年度の 翌年度から起算して5年間、改善措置に対する達成状況を知事に報告するものとする。
- 4 知事は、宮崎県林業構造改善協議会(以下、林構協議会)に対して予算措置した上で、 市町村長の依頼を受けた場合は、林構協議会を実施主体にして、林構協議会の専任指導 員又は中小企業診断士(中小企業支援法(昭和38年7月15日法律第147号)第11条に定 める中小企業の経営診断の業務に従事するものをいう。以下同じ。)による経営指導を 実施し、必要に応じて事業実施主体に経営改善計画を作成させることができる。
- 5 知事は、市町村長による改善措置の実施にもかかわらず、当該目標の達成の見込みが ないと判断したときは、林構協議会等の合意に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

### 第6 補助金交付決定前の着手

補助対象事業の着手(装置等の発注を含む。)は、原則として県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、市町村長は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、参考様式3により知事に提出することとする。

### 第7 事業着工届について

事業を着工した際は、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号)第11条に基づき、事業の着工から30日以内に知事に事業着工届(参考様式4)を提出すること。 なお、事業着工届には契約書、発注書等の写しを添付すること。

### 第8 進捗状況報告について

事業実施主体は事業の着工を行った翌月から進捗状況報告書(参考様式5)を作成し、 市町村長に提出するものとする。

市町村長は進捗状況報告書の提出を受けたときは、所轄の西臼杵支庁又は各農林振興局 を経由の上、毎月10日までに環境森林部長に提出すること。

### 第9 概算払時の進捗状況調査について

交付要綱第8条第2項に定める概算払請求については、概算払請求額に見合う事業の進 捗や支払状況が確認できることとし、所轄の西臼杵支庁長又は農林振興局長は、概算払請 求額が妥当な額であるか書類及び現地調査を行い、概算払請求時進捗調査書(参考様式6) を添付すること。

### 第10 その他

この事業の実施にあたって必要な事項は、この要領に定めるほか、農林水産大臣及び林野庁長官が定める次の規則等を適用して実施するものとする。

- (1) 林業·木材産業循環成長対策交付金実施要領(令和5年3月30日付け林政経第89 9号林野庁長官通知)
- (2) 林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領(令和5年3月30日付け 林政経第900号林野庁長官通知)
- (3) 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(平成30年3月 30日付け29林政政第 893号農林水産事務次官依命通知)
- (4) 特用林産振興施設等省エネルギー化促進対策実施要領(令和4年3月28日付け3 林政経第701号林野庁長官通知)

附則

- 1 この要領は、平成16年4月2日から施行し、平成14年度に係る林業・木材産業構造改革事業から適用する。
- 2 宮崎県林業構造改善事業実施要領(昭和54年9月13日定め)は、廃止する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度に係る林業・木材産業構造改革事業 から適用する。

附則

この要領は、平成18年4月3日から施行し、平成18年度に係る林業・木材産業構造改革事業から適用する。

附則

この要領は、平成18年9月1日から施行し、平成18年度に係る林業・木材産業構造改革事業から適用する。

附則

この要領は、平成19年4月2日から施行し、平成19年度に係る林業・木材産業構造改革事業 から適用する。

附則

この要領は、平成19年10月9日から施行し、平成19年度に係る林業・木材産業構造改革事業から適用する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度に係る林業・木材産業構造改革事業から適用する。

附則

この要領は、平成20年10月1日から施行し、平成20年度に係る林業・木材産業構造改革事業から適用する。

附則

この要領は、平成20年12月1日から施行し、平成20年度に係る林業・木材産業構造改革事業から適用する。

附則

この要領は、平成21年11月16日から施行し、平成21年度に係る林業・木材産業構造改革事業から適用する。

附則

この要領は、平成22年7月20日から施行し、平成22年度に係る林業・木材産業構造改革事業から適用する。

附則

この要領は、平成24年4月6日から施行し、平成24年度に係る林業・木材産業構造改革事業から適用する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度に係る林業・木材産業構造改革 事業から適用する。

附則

この要領は、平成27年4月9日から施行し、平成27年度に係る林業・木材産業構造改革 事業から適用する。なお、平成26年度から繰り越された事業については、従前の例による。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度に係る林業・木材産業構造改革事業から適用する。

附則

この要領は、平成29年4月28日から施行し、平成29年度に係る林業・木材産業構造改革事業から適用する。

附則

この要領は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度に係る宮崎県林業・木材産業構造改革事業から適用する。

なお、平成29年度から繰り越された事業については、従前の例による。

附則

この要領は、令和元年5月28日から施行し、令和元年度に係る林業・木材産業構造改革事業から適用する。

附則

この要領は、令和2年4月30日から施行し、令和2年度に係る林業・木材産業構造改革事業から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月30日から施行し、令和3年度に係る林業・木材産業構造改革事業から適用する。

附則

この要領は、令和4年5月17日から施行し、令和4年度に係る林業・木材産業構造改革事業から適用する。

附則

この要領は、令和5年5月22日から施行し、令和5年度に係る林業・木材産業構造改革事業から適用する。

附則

この要領は、令和6年5月9日から施行し、令和6年度に係る林業・木材産業構造改革事業 から適用する。 林業経営構造対策事業

(1) 事業の目的

持続的な林業生産活動を推進するため、作業道の整備や高性能林業機械の導入など林業生産性の向上に資する設備整備等を実施する。

(2) 事業実施主体

宮崎県、市町村、分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第9条第2号に規定する森林整備法人及び造林を行うことを主たる目的としている法人(一般社団法人又は一般財団法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。)(以下「森林整備法人等」という。)、県知事が選定した林業経営体(以下「選定経営体」という。)、新たに造林事業を開始する者、広域利用林業機械の整備を実施するもの(林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第11条に基づく林業労働力確保支援センター、森林組合連合会及び県知事が林野庁長官等と協議して認める団体(以下「特認団体」という。)に限る。)

(3) 事業内容

国交付要綱別表2に定める、以下の事業種目に該当する事業とする。

- ① 林業機械作業システム整備
- ② 効率化施設整備
- ③ 活動拠点施設整備
- ④ ①から③の附帯事業

また、工種又は施設区分については、林業・木材産業循環成長対策交付金実施 要領(令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。以下「国実施要 領」という。)別表1に基づくものとする。

(4) 補助対象経費

国実施要領別紙1に定める経費

2

(1) 事業の目的

外材や他県産材に対抗できる木材の供給体制を確立し、森林資源の循環利用を 推進するために、木材産業の構造改革を踏まえた木材加工流通施設等の整備や木 質資源の利活用施設等の整備を行うほか、林業の成長産業化の実現に向けて地域 構想で定めた目標の達成に必要なソフト事業を行うと共に、特用林産と木材産業 等との複合経営の推進による継続的・安定的な林業経営を確立するため、特用林 産物の生産・加工・出荷施設等の整備を図り、農林家の所得の向上と農山村地域 の活性化に資する。

(2) 事業実施主体

宮崎県、市町村、宮崎県森林組合連合会、森林組合、生産森林組合、宮崎県経済農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体(以下「木材業者団体」という。)、地方公共団体等の出資する法人、地域材利用法人、きのこ原木等生産者、特認団体、特別区、地方公共団体の組合その他「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令」(平成22年政令第 203号)第1条に規定する公共建築物の整備主体、PFI事業者及び民間事業者等

(3) 事業内容

国交付要綱別表2に定める、以下の事業種目に該当する事業とする。

- ① 木材加工流通施設整備
- ② 森林バイオマス等活用施設整備
- ③ ①から②の附帯事業
- ④ 木造公共施設整備
- ⑤ ④の附帯事業
- ⑥ 未利用間伐材等活用機材整備
- ⑦ 木質バイオマス供給施設整備
- ⑧ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備
- 9 6から8の附帯事業
- ⑩ 特用林產物活用施設等整備
- ① ⑩の附帯事業

また、工種又は施設区分については、国実施要領別表1に基づくものとする。

(4) 補助対象経費

国実施要領別紙1に定める経費

木材産業構造改革事

業

3

### (1) 事業の目的

林業・木材産業構造改革事業の円滑かつ的確な推進を図るため、経営管理専任 指導員等による経営管理指導等を行うと共に、事業関係者を対象とした研修会を 開催する。

(2) 事業実施主体

宮崎県林業構造改善協議会

(3) 事業内容

地方林業団体協議会事業

指導対象事業体: 林業・木材産業構造改革事業(平成13年度までに実施した林 業構造改善事業を含む。)、森林整備加速化・林業再生事業 及び合板製材事業(合板・製材生産性強化対策事業、合板・ 製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業及び合板・ 製材・集成材国際競争力強化。輸出促進対策事業)により、 施設を整備した事業実施主体

### ①現地指導

ア 一般指導

原則として事業実施最終年度及び、事業終了後1年目及び2年目の施設 イ 濃密指導

原則として収支を伴う施設であって事業終了後5年目のもの及び第4に基づく計画の達成状況報告において利用実績が低いまたは収支実績が赤字、かつ収支の改善が困難と判断されるもの。

②緊急経営指導

収支を伴う施設であって、3億円以上の事業費で2年以上赤字が続き、 黒字転換が見込まれない施設

③研修会の開催

事業実施主体の役職員又は構成員に対し、受託施業の方法、事業運営、 資金計画、その他経営管理の方法等について研修を行う。

(4) 補助対象経費

人件費、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

市町村名	
作成年度	
実施年度	

年度

林業 • 木材産業構造改革事業計画書

# (事業計画書)

# 第1 施設整備等の事業計画

### 1 事業計画総括表

事業	事業	士町	中光	坛怎	工種サル	推进	事業	量	市 光 弗		経 費	内 訳		巫光	巫光	
区分	事業種目	市町村名	事業 実施 主体	施行	工種又は 施設区分	構造 又は 規格	A	В	事 業 費 (A)+(B)+	県 構助金	市町村費	公庫資金	その他	受益 範囲	受益 戸数	備考
四刀	7里口	17/12	工件	<u> </u>	旭队四刀	八九十日	$\Lambda$	Ъ	(C) + (D)	(A)	(B)	(C)	(D)			
									円	円	円	円	円			
					小計											
	計															
合計																
総事 業費																

- (注) 1 事業区分は、本文第2によるものとする。
  - 2 事業種目及び、工種又は施設区分は、別表1によるものとする。
  - 3 事業量 A 及び B 欄において、事業量が「式」又は「一」で表示されているもの及び車両(トラック等)については、内訳を別表で添付する。
  - 4 事業量及び事業費は、工種又は施設区分毎に記入する。
  - 5 経費内訳は、工種又は施設区分の細計の欄に一括して記載する。
  - 6 工種又は施設区分の大項目毎に細計、事業主体ごとに小計、事業種目毎に計、事業区分毎に合計及び全ての事業費の計を総事業費に記載する。
  - 7 受益範囲は、施設等整備後受益が及ぶ範囲を記載する。
  - 8 受益戸数は、事業実施主体ごとの小計の欄に一括して記載する。
  - 9 備考欄に事業費のうち、県費補助金対象費用について記載する。

# 別紙内訳表 附—1

l孙 — T							
事業種目	工種施設	又 区 分					
	事	美量 B	事	業	費	備	考
小計							
消費税相当額							
合計金額							

附一3

1.11							
事業種目	工 施 設	又 区 分					
	事業	美 量					
	A	В	事	業	費	備	考
小 計							
消費税相当額				<u> </u>			
合計金額							

附— 2

[메 스									
事業	種目	]	工種施設	又 は 区 分					
			事業	美 量					
			A	В	事	業	費	備	考
	<b>-</b> 1								
小	計								
消費税									
合 計	金 額								

附—4

L   1									
事業	種	皿	工 種 施 設 事 ぎ	又 区 分					
			事	養量 B	事	業	費	備	考
小	計								
消費税机	目当額	Ĕ							
合計 :	金額	Ę							

- 2 事業種目別計画(補助事業)
  - (1) 事業区分 (※本文第2によるものとする。)

ア 事業種目 (※別表1によるものとする。)

(ア) 事業の概要

木材加工施設等の設置の方針、事業の内容、事業実施の方法、受益対象地域の範囲、生産計画との関連及び事業効果等について記述する。

# (イ) 利用計画等

a 工種又は施設区分

事業	事 業	事 業	型式							利	用	計	画					
区分	実 施	内 容	規模	数量	事業費	利用	受益	製品の	JAS				個別	J指標				備考
	主体					方法	戸数	種類	認定			現状値			目標値			ł
										指 標	数值	単位	年度	数值	: 単位	年度	増加率	ł
					千円							1 1 1			! !		%	
												1			1			
	計											1 1			i i			

- (注) 1 工種又は施設区分は、別表1によるものとする。
  - 2 個別指標については、国実施要領別表4による事項を記載すること。
  - 3 本様式が適用できない施設については、別途様式を示すものとする。

(ウ) 事業計画

事業実施主体	事 業 内 容	型式規模	現在保有数量	本事業による 導 入 数 量	単 価 (円)	事業費 (円)	備	考
				可从外至	(1.1)	(1.1)		
								·

- (注) 1. 本様式が適用できない施設については、別途様式を示すものとする。
- (エ) 事業計画図 別添のとおり

### 第2 収支計画

事業実施主体	区	分			収	支			備	考
			項	Image: second content of the s	現	在	将	来		
			収	入						
			支	出						
			差	引						

- (注) 1 収支を伴う施設を導入する場合に作成する。また、同一施設が複数ある場合には、施設毎に記載する。
  - 2 貸付を計画している事業については、事業実施主体の収支計画と、それぞれの利用予定者の収支を合算した収支計画の2種類を作成する。
  - 3 現在の収支には、最近3か年の平均収支を記載し、将来の収支には、この事業による施設(機械)導入後(おおむね5年後)の収支を記載する。
  - 4 収入は、販売額又は利用料等とし、その積算根拠を添付する。
  - 5 支出は、固定経費及び変動経費の合計とし、その積算根拠を添付する。

### 第3 事業の実施体制等

1 計画主体及び事業実施主体の推進体制 林業・木材産業構造改革事業計画及び各事業を円滑に推進するための体制について記述する。

2 事業実施主体の実施体制及び施設等の管理運営体制

事業実施主体	法人・任意	出	資 金	事業種目	施設の管理運営		対する自己資金	の割合	備	考
(事業主体区分)	団体の別			( <b>-74</b>		自己資金合計	補助残	(1) ((7)		
				(工種又は施設区分)		(A)	(B)	(A)/(B)		
						` '	1 /	0/		
			千円			円	円	%		
計										

- (注) 1 全ての事業実施主体について、事業種目別基準各表におけるいずれの事業主体に区分されるかを記載する。
  - 2 事業主体区分が、県、市町村、森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会に区分される時は構成員の内容、構成員数及び法人・任意団体の別は空欄とする。
  - 3 事業実施主体の構成員が複数である場合は、構成員毎の住所、保有山林面積、出資金、を記載した内訳表を添付する。
  - 4 法人・任意団体の別は、中小企業等協同組合法に規定する協同組合、協業組合、企業組合等の別又は任意団体の別を記載する。
  - 5 施設の管理運営は施設の管理・運営の基準等を規定する文書名を記載する。
  - 6 補助残に対する自己資金の割合は、自己資金合計/(事業費ー補助金)とすること。表示は、小数点以下第1位までとし、小数点第2位を四捨五入 する。

上記内訳表

事業実施主体名	構	成		業	種	所有山林面積	出資金	備	 考
	名称及び代表者名	住	所		•	(ha)	(千円)		•
計									

### 第4 経営診断の結果を反映した事項

事業実施主体	施設名	経営診断実施 年 月 日	経営診断を 実施した者	主な指摘事項	指摘を踏まえた内容	備	考

- (注) 1 経営診断を実施した者には、経営診断を実施した所属、氏名等を記載する。
  - 2 主な指摘事項には、事業計画案の変更に係わる指摘事項を記載する。
  - 3 指摘を踏まえた内容は、指摘事項を踏まえ、事業計画案の内容の見直しを行った事項について記載する。
  - 4 事業費でおおむね5,000万円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。

### 第5 添付資料等

1 費用対効果分析報告書

費用対効果分析報告書の作成に当たっては、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領(令和5年3月30日付け4林政経第900号林野庁長官通知。以下「事業評価要領」という。)により作成し、事業評価実施要領のⅡ、Ⅲ及びⅣに定める費用対効果分析報告書を添付する。

- 2 製品のフロー図
- 3 その他

別表第1の2の(3)の⑦及び8について、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合は付表1を添付すること。別表第1の2の(3)の⑦について、「地域活用要件」を満たす場合は付表2を添付すること。

# 「地域内エコシステム」確認シート

	対象地域名	例) 〇〇県〇〇町〇〇地区								
対象地域について	対象地域の概要	人 口: ○人								
		素材生産量:○m3/年								
		行政 : 例)○○町 例)全体進捗の管理、初期需要の創出								
	構成員とその所掌	例)森林関係者:○○森林組合 例)材の安定供給								
地域協議会について		例)地域産業 : ○○産業 (業種) 例)新たな熱需要先の検討・創出								
		例)地域住民 : NPO法人○○ 例)新たな熱需要先の検討・ワークショップの開催								
	協議会における	例)・材の買取価格、供給量、期間について								
	主な協議事項	・熱の供給価格について								
		・PDCAサイクルの確認								
材の調達について		例)協議会の構成員となっている○○森林組合から全量を調達								
		例1)材の買取価格を引き上げ								
611/2PF 1	森林関係者への									
利益還元について	利益還元	例2)本事業により得られる収益を再造林費用に充当 〇円/ha								
	U.144.D									
	地域住民への	例)本事業により○人の雇用を創出								
	利益還元									
満す マウル ロッド	導入済施設① 第13字控款②	例) ○○公民館								
導入予定先及び	導入予定施設①	例) ○○工場   例) 木質バイオマスボイラー   例) 工場の新設に併せて導入   例) 本質が   が   本質が   が   を   が   で   で   で   で   で   で   で   で   で								
導入施設について	導入予定施設②	例) ○○森林組合 例) 薪割り機 例) 古品を新規導入 例1) ○○なたり按記載(構造) 例								
(低ラフ) (4)に向けた)	<del>15.</del>	例1)○○により施設整備費を極力低減。 例2)○○により省力化を図り、ランニングコストを低減。								
低コスト化に向けた]	以和.	例2) ○○により自力化を図り、フンーンクコストを収減。								
		■								
PDCAサイクルによる		例1) 町においてロートマックを作成の上、副町長をトックとりる連抄仏代を確認りる部云を立ら上り。   例2) 地域協議会において、複数の部会を設け、各部会ごとに○月に1度進捗を確認。進捗が思わしくない								
I LDUAY 1 7 /V (C + O)	天正27  上7社47	例2) 地域協議云において、複数の部云を設け、谷部云ことに〇月に1度進捗を確認。進捗が忘わしてない  場合には、有識者から助言を受け、改善計画を策定。								
		物口には、角瞰在かり別言を支け、以音可画を水足。								

(注) 記入欄は、適宜加除すること。

# 「地域活用要件」確認シート

発電事業者名	例)〇〇
所在地	例) 〇〇県〇〇市〇〇地区〇〇
FIT認定番号(認定年月日)	例) 〇〇 (〇〇年〇〇月〇〇日)
発電施設名称	例) 〇〇発電所
発電設備の出力(kW)	例)〇〇 kW
燃料供給事業者名並びに当 該事業体からの供給予定燃 料の種類及び量(t/年)	例) ○○事業体 木質チップ (未利用) ○○ DBt /年 バーク (未利用) ○○ DBt /年 (水分率○%で計算) ※交付申請予定の供給事業者・供給施設について記載 する
該当する地域活用要件の種類と該当すると判断した理由	例1)「時価消費型・地域消費型」 (該当理由) ・当該発電設備により発電される電気量の○○%(少なくとも30%以上)を自家消費している。 ・産出された熱を○○として常時利用する構造を有しており、当該発電設備により発電される電気量の○○%(少なくとも10%以上)を自家消費している。  例2)「地域一体型」 (該当理由) ・○○町との○○協定において、災害時を含む電気又は熱の○○町への供給が位置付けられている。 ・○○町が直接出資している。

	市町村名	
	作成年度	
	実施年度	
	年度	
林業・木材産業構造	<b>造改革事業変</b> 更	[事業計画書

# 第1 林業・木材産業構造改革事業変更の概要

(補助事業)

重	業	事	業	事	業	凯	置	<b>河</b>	益	7	種				事	業	4	計	亘	Ī	
事区	分	垂種	未目	尹実主	施	市町				工 又 施設	は	事業	期間	事業	<b></b>	事	業	変	更	理由	備考
		1年	Н	т.	/ <del>*</del> *	Ili.c1	11	平已	ΖЦ	加巴拉	. <b>四</b> 刀	変更前	変更後	変更前 円	変更後 円	内	容	事	項	在 四	
						合	計														
					総事	事業費	ţ-														

# 第2 変更計画書

- (注) 1 変更計画書の内容は、当初計画書の「第1 施設整備等の事業計画」及び「第2 収支計画」の様式により作成することとする。 また、事業量及び事業費の記入に当たっては、変更前を()書き、変更後を裸書きとする。
  - 2 添付書類

添付書類は、当初計画書の「第5 添付書類」に準じることとする。

文書番号 年 月 日

宮崎県知事 殿

市町村長

年度林業・木材産業構造改革事業の補助金交付決定前着工届

林業・木材産業構造改革事業実施要領の第6の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記の とおり提出します。

記

1. 補助金交付決定前に着工を必要とする事業

- 1115	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	• • • • •	_ 13 3 1		, , ,	/14					
事	業	É	名								
事	業	種	目								
市	田	1	村								
事	業実	施	主体								
事	業	¥ E	量								
事	業	岩	費	総事業費	国	費	県費補助金	市町村費	そ	0)	他
			(円)								
着	工予定	至年	月日								
完	成予定	至年	月日								
事	業施行	う 箇	所 名								
施	行	方	法								

2. 補助金交付決定前着工を必要とする理由

### (別記条件)

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わない こと。

文書番号 年 月 日

宮崎県知事 殿

補助事業者名代表者職氏名

年度宮崎県林業·木材産業構造改革事業着工届

このことについて、下記事業に着工しましたので届け出ます。

記

# 1 事業内容

事業	名			
事 業 区	分			
事業実施主体	名			
施工箇所	名			
工種又は施設区	分			
事業	量			
事業	費			
着工年月	日	年	月	日
完成予定年月	日	年	月	日
施行方	法			

2 添付書類

契約書や発注書等(写し)

# 進捗状況報告書

(市町村名)

(月末現在)

事 業 実 施	工種又は	事業量	事業費	補助金					工期 進 捗 状 況 (%)												
実 施 主 体	施設区分		(円)	(円)	請負額 (円)	補助金 (円)	年月日		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
									計画												
									実績												
									計画												
									実績												
									計画												
									実績												
									計画												
									実績												

- (注) 1 工種又は施設区分は、申請書の工種又は施設区分と整合させること。
  - 2 事業費は、申請書に記入している申請額を記入すること。
  - 3 請負者請負額については、複数の工種を同時に契約している場合も、工種毎に請負額を記入すること。
  - 4 契約日、工期については、契約書と整合させること。

調査年月日

氏

及 職

備

び

名

考

# 概算払請求時進捗調査書

カル	長	総括次長	技術次長	総務課長	林務課長	担当リーダー	課員	担当者
事	業	笔 名	1					
事	業	区分	7					
事業	美 実 旅	直主 体 名	1					
施	工 筐	節 所 名						
エ		種	<u> </u>					
又		13	t					
施	工	区 分	<del>}</del>					
事	業	<b>E 5</b>						
事	¥	芝 寠	7					
進	捗	又	t -					
支	払	状 注	兄					
概算	算 払	請求	tuni.					

(注)交付要綱別表第1の3から11までの事業種目に係る様式とする。